

大和郡山市子ども・子育て会議  
平成 26 年度 第 5 回会議

○開催日時

平成 27 年 1 月 13 日（火）午後 2 時～

○開催場所

大和郡山市役所 2 階 200 会議室

○出席者

委員 11 名（欠席 1 名）

生田委員、乾委員、大倉委員、小橋委員、菅家委員、高田委員、畑山委員、森田委員、  
山田委員、吉野委員、米田委員

（敬称略 五十音順）

事務局 6 名

○傍聴人数

4 名

○次第

1 開 会

2 議 題

（1）大和郡山市子ども・子育て事業計画（素案）について

3 閉 会

○議事

1 開 会

事務局 : ただ今より、平成 26 年度第 5 回大和郡山市子ども・子育て会議を開催させていただきます。本日は、ご多忙の中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。まず、資料の確認からさせていただきます。

～配付資料の確認～

事務局 : 本日は葛本委員がご欠席ということで 11 名の委員の方のご参加となります。過半数以上の方にご出席いただいておりますので、大和郡山市子ども・子育て会議条例第 7 条第 2 項に基づきまして、会議が成立する旨を報告させていただきます。本日出席いただ

いております委員の皆様及び事務局につきましては、お手元の座席表でご確認いただきますようお願いいたします。

また本会議は公開で開催させていただいておりますので、傍聴の希望の申し出がございましたら、前回同様会長より皆さまにお諮りし、ご承認いただければ傍聴人の入場後、議事を進めていただく予定でございます。これからの議事につきましては、大和郡山市子ども・子育て会議条例第7条第1項に基づきまして、会長のもとで進めさせていただきます。生田会長、よろしくをお願いいたします。

生田会長：よろしく申し上げます。暖冬と言われていた冬になりましたが、寒い正月をお迎えになったかと思えます。1日2日と大雪でしたが、息子と神社に行ってきました。今年は未年ということで、宮司さんのお話では未という字は曖昧の「昧」の字にも記されているようで、植物が茂って暗いという意味や、はっきりしないという意味があるそうです。初めて知りましたが、この子ども・子育て会議に置き換えてみますと国の方も審議が進んでいるところであり、制度も不確かな部分があることが現状であると置き換えて思いました。また、未という字には、これから生い茂っていく様子を表しているようで、暦で言えば6月が未の月になるそうです。作物が成熟し、実りを迎える大切な時期で、豊作の願いが込められているので、本会議も今から準備をして、6月頃には制度の方向性が決まり、先が示される実りのある月になるようにしたいと思います。今日は素案ということで、子ども・子育て支援事業計画を皆さんにご意見、審議をいただきたいと思えます。どうぞよろしくをお願いいたします。会議は原則公開となっております。議事に入る前ですが、今回傍聴希望者が4名おられるということで、傍聴に関する基準第2条に従いまして皆様の異議がなければ承認したいと思います。いかがでしょうか。

#### 【異議なし】

(傍聴者入場)

生田会長：それでは、議題（1）大和郡山市子ども・子育て事業計画（素案）について、事務局よりご説明をお願いいたします。

事務局：それでは「大和郡山市子ども・子育て事業計画（素案）」について説明させていただきます。この形になる前に骨子という形で前々回の会議でお示しして、3番の「計画の理念と基本方向」までをご承認いただいたと思えますので、その部分につきましては今回の説明は割愛させていただき、P55の「4. 施策の具体的な展開」から説明いたします。少し時間があきましたので、4以降の全体的な内容をP54で施策体型としてお示ししておりますので、簡単に振り返ってからP55に進みたいと思えます。まず、この計画の基本理念は「安心して子どもを産み育て 子ども・大人・社会が

ともに育つまち 大和郡山」ということで示させていただきました。これにつきましては5年前に立てた次世代の5期計画の考え方も継承しながら新たな子ども・子育て支援法に基づく指針の内容も入れまして、基本理念としてフレーズを立てたものになります。そして、基本方向は全部で4つにまとめまして、その下に施策・事業などが付随していくという計画の基本的な形になっています。

基本方向の1は「子どもの最善の利益に配慮した環境づくりの推進」となっており、子どもの人権、虐待、安全安心といった部分での事業を掲載しています。そして基本方向の2は「子育て・親育ちができる環境づくり」ということで、医療・母子保健の部分や、ワーク・ライフ・バランスに関する取り組みに関する施策になっています。そして、3が「子育て家庭を支える地域の支援環境づくり」ということで、ここが今回の子ども・子育て支援事業計画の肝になる部分で、様々な保育に関する事業や、教育・保育施設に関する整備に関して施策を盛り込んでいます。そして、基本方向の4が「豊かな感性を育てる教育の推進」ということで、就学前保育・教育も含めて、少し小中学校なども含めた教育というところでの取り組みをまとめたところになっています。計画の全体像がこういった形になってきていまして、P55からは具体的な事業名と取り組み内容を掲載している形になっています。

P55 をご覧下さい。1番上に四角の枠がありますが、「各事業の方向性について」と太字で示してあります。事業名などの表がありますが、右から2つ目の項目に方向性とあり、継続・充実とあります。各事業を今後どうやって進めていくかを示した部分になっており、「継続」とあるものはこれまでの取り組みを継続して実施していくものという意味合いです。「充実」はこれまでの取り組みを5年間の計画期間中、量や内容的に拡充しながら実施していきたいという意味合いになっています。そして「新規」はこれまで取り組んでいなかったけれども計画期間中に新たに実施するものということで、数的には少ないですが、これら3つの方向性で各事業を示しています。では、内容の説明に入っていきたいと思います。

まず、1の基本方向「子どもの最善の利益に配慮した環境づくりの推進」では、子どもの人権の尊重という取り組みを上げています。人権意識の向上に努めながら児童の権利条約に示されていることを尊重していくという内容になっており、保育士や保育サポーターの方への人権研修の実施や、子どもに対する道徳教育や体験活動の中でそういった意識を培っていくことを書いております。また、子どもの人権啓発の推進ということで児童の権利条約の普及・啓発、様々な機会を用いて地域において普及活動を行っていくということ、子どもの人権フォーラムの開催とありますが、中学校区で実施しながら充実していくということで、方向性は「充実」になっています。

続いて P56 をご覧ください。「(2) 児童虐待等防止への取り組みの推進」ということで、会議の中でも虐待に関するご意見が色々出ているところですが、その取り組みについて取り上げております。市内の中では要保護児童対策地域協議会などが活動されており、その機能をさらに強化して行く取り組みとして書いております。ま

た児童虐待防止の普及・啓発をいろんな方に周知していただくということを中心に行っていきながら、予防・早期発見を進めていく旨の取り組みになっています。また、家族間の暴力防止の推進とありますが、DVが児童虐待に発展・関係しているということも非常に関連性が高いので②にはDVの防止、被害者支援に関しての内容を盛り込んでいます。

続いて P57 をご覧ください。「(3) 子どもの安全の確保」ということで、ここは交通事故や犯罪から子どもを守るという取り組みを掲載しています。まず、子どもを犯罪等から守る活動ということで、様々な見守り活動や防犯パトロール、また子ども 110 番の家の登録等ありますので、地域の力を活用しながら取り組んでいくということ、防犯ブザーの所持の促進ということで、小学1年生に防犯ブザーを配布していますが、それを高学年まで継続して所持して活用していくことをさらに啓発していく取り組みになっています。そして、子どもの事故防止対策の推進に関しては、子ども自身の交通安全と、それ以外の交通マナー交通ルールの啓発というのを進めていくことがあります。また、自転車に関する事故もありますので、幼児2人乗り、同乗自転車に関する交通事故防止などを呼びかけていくなど様々な機会に普及を行っていく旨になっています。また、ハード的な整備として、危険箇所については道路交通環境を改善する等の取り組みも行っていくことを17~19あたりに盛り込んでいます。

続いて P59、基本方向2に移ります。「子育て・親育ちができる環境づくり」ということで、まず1つ目が母子保健の充実とさせていただきます。ここでは、妊娠出産期に関するところ、乳幼児に関するところが多くなっています。まずは妊産婦への支援ということで、母子健康手帳の交付などがあります。また、妊婦健康診査については数値目標としても盛り込むようになっていきますので、引き続き取り組んでいくところです。

母子健康手帳につきましては、交付の際に実際にお母さんと対峙して細かな説明を行う機会がありますので、その時に保健指導を行ってハイリスク妊婦の早期発見早期対応を図っていくというところで方向性は「充実」にしています。それ以外でも妊産婦への支援ということで、歯科に関すること、栄養に関すること、また不妊治療に関すること等様々な支援がありますので、そういった事業に関する周知も行いながら安全な出産を目指していく内容になっています。

P60 では、出産育児相談の充実とさせていただきます。ここでは 26、27、28 の事業がそれぞれ「充実」となっています。例えば心理判定員による発達相談では、子どもの発達に関して不安のあるお母さんが多いですし、発達障害のお子さんも増えてきている中で、相談事業を充実していくことを上げています。栄養面での育児相談、訪問指導、また 28 の「こんにちは赤ちゃん事業」を数値目標として上げていきますので、保健センターから「充実」ということで上げていただいています。3番目の「小児救急医療の充実」は、31番に適切な受診に向けた啓発を新規で上げていきます。これまでの医療体制というものはそれぞれ継続して行っていますが、子ど

もさんの状況であるとか、親・家族の状況に応じて適切な受診ができるように医療マップや、小児救急電話相談等の活用を推進していくことで適切な受診を働きかけていく内容になっています。また、それ以外には食生活や食習慣に関する啓発につきましても「充実」として載せています。

P61 に進んでいただきます。「子育て家庭への支援」ということで前の項目と重なるところもありますが、子育てに関する悩みや不安を抱えた方たちへの支援というところでの内容を掲載しています。まず、①が子育てに関する相談支援体制の充実ということで、身近に相談できる場として36番の地域子育て支援センターを気軽に子育てで相談ができるように、さらにサービスの提供を充実していくことや、それ以外には家庭教育の場を設けていくために小中学校で連携して住民参加を図っていく、また親子たんどん広場なども同じような場として活用できると思います。

P62 の40番は「育児支援家庭訪問の推進」ということで、ここも数値目標として上げている事業ですので「充実」となっています。保健師などが相談や子育てに関する技術指導等行っていく事業になります。②が「障害児療育の充実」ということで発達障害を始め、障害のある子どもに対する福祉サービスを含めた支援を行うことを取り組み内容としています。そして③が「ひとり親家庭への生活・就労支援の充実」で、経済的な補助を行い、相談事業ということで母子及び父子自立支援により相談事業を行うということを継続していく取り組みとなっています。

P63 は、子育てに関する経済的支援ということで、ここは幅広い経済支援、児童手当や小児医療の助成ということで取り組みを行っていきます。P64 家族で支え合うワーク・ライフ・バランスの推進は、共働き家庭が増加し、アンケート調査の中でもお母さんの就労意向が高く、実際にワーク・ライフ・バランスを図っていかなければいけない家庭が多くなってきている中で、市として支援できることとして事業を上げています。まずは父親の育児・家事への参加促進ということで、お父さんにも積極的に子育てに参加してもらって家族が共に子育てを行う気運を高める事業です。そして、子育てと両立できる就労環境づくりの啓発促進ということで、法的な制度になりますが、育児休業制度や労働時間の短縮の促進といった企業内・職場内での協力を得ながら取得していけるように企業に働きかけていく取り組みになっています。そして、若い世代への子育て意識の醸成ということで、中高生と乳幼児の触れ合い体験をそれぞれ実施していく取り組みを上げています。ここまでの基本方向2の内容になります。

P65 から基本方向3「子育て家庭を支える地域の支援環境づくり」の内容になります。1つ目が「多様な保育サービスの充実」ということで、先程もありましたが働く方が増え、保育に関するニーズが高まって来ていまして、延長保育や病児・病後児保育など、量の拡充や新規事業が予定されています。後半にも事業目標を立てていますが、この項目の中でも少し文章的にまとめて書いています。「①教育・保育環境の整備で、就学前教育・保育内容の充実」ということで幼稚園教諭や保育士・保育教諭等研修の充実を図りながら就学前教育・保育の場をさらに充実させていく内容に

なっています。また、市内にある保育所・幼稚園・認定こども園・小学校の相互連携を図りながら子どもの連続した発達や学びの環境を整えていくことを取り組み内容として掲載しています。「多様なニーズに対応した保育サービスの充実」ということで、ここは少しまとめていますが、施設型給付であったり地域型保育給付などの保育サービス等様々な充実を図り、またその際には利用者のニーズを踏まえて提供していきますという旨になっています。地域の子ども・子育て支援の充実につきましても同様です。61番の利用者支援事業が新規になりますが、後半に書いている内容になります。子どもやその保護者が多様な教育サービスが提供される中で適切なものを選択して利用できるように身近な場所で相談支援を行っていく事業です。これにつきましては、役所窓口で実施していくということで新たな事業なので、新規となっています。

P66に進んでいただいて、「家庭支援推進保育の充実や障害児保育の充実」もこれまでと同様継続して行うことになっています。「(1)多様な保育サービスの充実」はどちらかというと行政が主に推進していくもので、「(2)地域での子育て支援の推進」は地域の方が主体として進めて行っていただくものと考えていただければと思います。サービスの場だけではなく、身近な地域で利用できたり、相談に乗ったり、仲間作りできたりという事業を掲載しています。

例えば、「①地域で担う子育て支援体制の充実」ここでは、子育てボランティアの育成と活動支援ということで、人材を発掘しながら研修し、地域の子育て力の充実を図っていくという内容です。

P67に進みまして、子育て家庭への情報提供の充実とありまして、こちらは「充実」としてしています。いろんな地域で行う事業や行政の事業がありますが、それを利用する対象者に届かないと意味がないので、情報提供の方法を充実の方向を持って効果的な活用を図っていくという取り組み内容になります。「②地域の交流会の提供」ということで、様々な年齢の方や地域の方との交流機会を図れるような場を提供していくことになっています。68番の「子どもの会活動」に関しては子ども会離れが進んでいるので拡充を図るために事業としても充実の方向性で内容を検討していきたいとしています。【③子育て支援の地域連携・ネットワーク形成の推進】は、地域と連携する機会や子育て支援ネットワークに関する地域子育て支援センターや教育委員会、保健センター等関係機関との連携をさらに強硬にしていくということで、72番について方向性を「充実」として進めていく形になっています。

最後の基本方向がP68「豊かな感性を育てる教育の推進」ということで、「(1)特色ある教育の創造」としてしています。ここからは子どもが主になった事業が多くなってきます。取り組みとしては、①就学前教育の充実で幼児教育の充実や認定こども園というふうになっています。認定こども園の取り組み内容がまだ書かれていませんが、今後どのように取り組んでいくか方向性を皆さんのご意見をいただき、それを踏まえて書かせていただきたいと思います。「②地域社会での協働による学校教育の充実」は、社会人の方や学生など様々な人材がいますので、そういった方に活

躍していただきながら協働で学校教育を盛り上げていく事業として「充実」の方向性となっています。

P69「③子どもの教育相談・支援体制の充実」では、79番の「特別支援教育の充実」については方向性を「充実」とさせていただいています。発達障害等のお子さんたちの教育の場をさらに充実する方向性です。80番「スクールカウンセラーによる心のケアの充実」も「充実」にしていまして、中学校にスクールカウンセラーを配置し、校区内の小学校も含めて様々な問題への助言や、相談等の取り組みをします。

P70最後の項目ですが、「子どもの居場所づくりの推進」ということで、学童保育や児童館に関する取り組みになります。「①子どもの活動の場の整備」では、学童保育所の施設整備の推進を上げています。各運営委員さんとの協議も進めながら各学童保育所の状況に応じた対応策を実施していく旨を書いています。また、地域に対する学校開放や社会教育施設の利用の促進等の場を提供して安全に利用できるような進めていく取り組みになっています。「②社会体験学習の充実」では、文化活動や職場体験等の校外学習がありますので、地域の方に協力頂きながら実施ということで、継続となっています。P70までが4の内容となっています。

P71からは「5.事業の実施目標」で、これまで検討を進めてきました量の見込みや確保方策を掲載しています。お示ししているところを再編集しながら掲載しています。まず、前回からの変更点を説明します。図の右の地域子育て支援事業で、(1)～(13)まで事業名がありますが、後ろの掲載事業順と違いましたので、掲載順に合わせています。

また、P89「②の量の見込み」の数字がありますが、人口推計を元に前の年の0歳児の人口から引っ張ってきまして、このような数字になっています。児童人口が減少する見込みなので、平成27年から31年にかけて徐々に減少していくように修正しています。

P91は初めてお示しする内容です。今後5年間の中で推進して、確実に成果を上げていくためには様々な方たちの協力が必要ですし、行政の役割もさらに大事になってくることかと思えます。その中でそれぞれがどういった役割を持って進めていくかということをお示しをP91・92に掲載させていただいています。

「1.家庭、地域、企業、関係機関・団体、行政の役割」ということで、それぞれが求められている内容が書かれています。例えば、家庭の役割ですと保護者は子育てについて責務を担っている。このあたりは指針にも書かれていますし、その中で子どもと関わりながら子育てをして基本的な生活習慣や社会のルールを身につけて健やかな育ちを支えることが求められるのが家庭の役割であり、地域の関係機関や団体にもそれぞれの役割が期待されているということを記載しています。また、行政が1番下にありますが、行政としては計画の推進主体としてここに書いた施策、施設整備等を包括的、計画的に取り組む役割を担っており、家庭、地域との連携を図りながら計画を着実に実行していくというようなそれぞれのことを書かせていただきました。

それを踏まえて P92「推進体制」ということで、関係機関はじめ、学校、企業、地域等と連携を図りながら多くの関係者の意見を取り入れながら施策を推進し、新たな課題にも積極的に対応しながら推進していくということです。計画について市民の理解を求めながら地域による取り組みを支援して、市民及び企業も参加・参画を推進していくということで、3の「進捗管理・評価」については、この会議において PDCA サイクルに基づいて実行し、さらに実行を元に評価して、どう改善が必要かを会議で検討して、というサイクルの中で計画を進めていきます。

P92 までで素案、計画の内容は以上となります。ありがとうございます。

事務局：今、素案の全体的な説明をさせていただきました。説明が長くなってしまいましたが、今少しお付き合いをお願いいたします。今、説明させていただいた中で、空欄になっていました P68 ですが、認定こども園についてご説明させていただきたいと思います。

この部分について本市の今後の方向性としての認定こども園の普及に係る基本的な考え方を記載することになりますが、子ども・子育て会議の委員の皆様のご意見を頂戴させていただいて、方向性を示していただいた上で、認定こども園に関する考え方を決定させていただき、事業計画に盛り込んでいこうと考えております。その上で、次回の子ども・子育て会議におきまして、皆様にお示ししたいと考えております。よろしく願いいたします。検討いただく材料として、資料を用意させていただいておりますので、説明させていただきます。1枚だけの「認定こども園について」という資料をご覧ください。まずは大和郡山市の治道認定こども園の児童数の推移についてです。大和郡山市の認定こども園の児童数の推移という別紙の表をご覧ください。

平成 21 年の治道幼稚園の児童数ですが、3 歳児が 4 名、5 歳児が 5 名の合計 9 名でした。平成 22 年 4 月に治道認定こども園が開園されまして、その年には合計数が 17 名になっています。平成 23 年 4 月に 0～2 歳児の受け入れが始まり、その後は年々児童数も増加しており、平成 26 年 5 月時点ですが、児童数が 96 名となっています。素案に戻っていただいて、P28 をご覧ください。

昨年度の会議で説明させていただいた分になりますが、大和郡山市のニーズ調査の結果である「平日に利用している教育・保育事業と利用したいと考える事業」で、4 つ目に認定こども園の項目があります。そこには現在利用していると答えた方が 3.7% あったのに対して、利用したいと考えているとお答えになった方が 14.7% となっています。

別紙の資料に戻りまして、裏面の「認定こども園について」をご覧ください。この資料は子ども・子育て支援法に基づく国の事業計画策定に関する基本指針の認定こども園についての抜粋になります。中には、「市町村は、認定こども園が幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを踏まえ、現在の教育・保育の利用状況及び利用希望に沿って教育・保育施設の適切な利用が可能となるよう、幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援、その他地域の実情に応じた認定こども園の



普及に係る基本的な考え方を記載すること。中でも幼保連携型認定こども園については、学校及び児童福祉施設として一の認可の仕組みとした制度改正の趣旨を踏まえ、その普及に取り組みことが望ましい。」とあります。以上が認定こども園についての資料です。大和郡山市の考え方として認定こども園に関してどのような方針で取り組んでいくべきかをご審議いただければと思います。では、会長よろしくお願ひします。

生田会長：ありがとうございます。それでは素案について事業名、取り組み内容について細かく説明いただきました。今、85の項目がありますが、全体としてのご意見があるかと思いますが、まずは74番の認定こども園について決めておかないといけないと思いますので、こちらからご意見をいただいて、その後に全体を通してのご意見を頂く形で、進めていきたいと思っています。ご意見のある方、よろしくお願ひします。

大倉委員：認定こども園というのは、3つの形があると思いますが、市の方針としては幼保連携型を進めて行くということでしょうか。

事務局：基本的には幼保連携型ということでお話いただければと思います。

吉野委員：大和郡山市は今1つだけですが、今後の方向性としては幼保連携で進めていくということでしょうか。

事務局：国の指針としては、幼保連携型について特に推し進めるという形はあるにはあります。大和郡山市の現状として治道認定こども園が今現在は幼保連携型になっていますので、基本的には幼保連携型ということですが、皆さんが実際に今の国の指針や現状の大和郡山市のことを考えていただいた上で、どう思われるのかということをお伺いさせていただけたらと思います。

生田会長：幅広くご意見をお伺いしたいと思っていますので、感想でも結構ですし、ご不明点でも結構です。全員にお伺いさせていただいてよろしいでしょうか。

菅家委員：私はPTAから出ており、気になっているのは、幼稚園のPTAと保育園の保護者会の制度の違いや温度差が認定こども園を運営していく中での問題として直面するのではないかと、ということです。保育園側から認定こども園にこられた方は働いている方が大半なので、そういう保護者会に対する認識と、幼稚園側の方のPTAというのは子どもたちのために犠牲となることが根底にある認識とそれぞれ違います。認定こども園が始まって年数が浅いため、認識の摺合せがうまくできていないのではないかと思います。認定こども園は子どもたちにとってはいいと思いますが、PTA側としましては、検討しなければいけないことがたくさんあると思います。

生田会長：親の立場からの問題点というか、働き方の違いということでした。

高田委員：認定こども園は増やしていくことを前提で考えているのでしょうか。

事務局：その辺りについても皆さんがどう思われるのかをお伺いしたいです。

高田委員：私個人としては、認定こども園というものがとても魅力的であり、子どもを入園させる親としては働きたいという思いもあります。新規事業で一時預かり等も考えていらっしゃるということで、働く女性としては利用するのが手だと思いますし、一時預かりが使えない場合は認定こども園を充実すればもっと働く女性が増えて子どもを預けやすく、働きやすい環境が整うと感じます。もっとこども園を充実して欲しいと思います。

森田委員：基本的なことを聞きたいのですが、この取り組み内容を今話し合うというのは、どこから手を付けて意見を申し上げたらいいのかと考えています。市の中に取り組み内容がありますが、まずは数をどうするのか、体系をどうしていくのかというところでしょうか。

生田会長：数というのはこれからのニーズによります。ニーズが増えれば増やして行く方向になります。認定こども園については、充実させていくか、保育所や幼稚園で賄っていくかというところをどうしていくかだと思います。

森田委員：そういうことでしたら、私としては娘を認定こども園に通わせていますので、さらなる充実をさせていきたいと思います。

畑山委員：この表を見ても、治道の子どもの数がどんどん増えたというのはニーズが増えているということなので、この地域では必要だったのだということがよくわかると感じました。自分の園も定員が限られて入れないお子さんもいて、でも幼稚園には空きがあるために、兄弟がばらばらに通っている人もいます。また、お兄ちゃんしか入園できずに、半日しか働けないという問題もあります。保育園に入れませんが、幼稚園は空いているという地域は幼稚園の園舎を借りて認定こども園にしていくのも1つの方法だと思います。すぐに新しく大きな認定こども園ができたらいのですが、幼稚園に行かせたいお母さん方もいますので、地域のニーズで保育園の規模を大きくしたりすればいいと思います。就学するのは同じ子どもたちなので、幼稚園の子は地域の小学校と連携が取れるのに、保育所の場合は空いているところに行くので子どもが通う地域の小学校と連携がとれていない場合があると思います。認定こども園にして入れる子どもが増えるのであれば認定こども園もいいのかなという気がします。幼稚園・保育所の保護者の考え方も違いますが、職員の考え方の違いもありますので、教育する部分は同じだけれども働く体系も違

うので、その点の摺合せも考えていかなければならないかもしれません。ニーズと地域とを考えていった方がいいと思います。時間をかけて話し合っていくべきだと思います。

小橋委員：私もどういう意見を言えばいいのか考えていましたが、幼保連携型がいいとは限らないと思います。治道も親のニーズの中から幼保連携型ということで、数値を見せてもらってもうまくいっていると思います。しかし、ほかの地域でもすべてうまくいくとは限らないところもあると思いますし、親のニーズの中で幼稚園に行かせたい親と保育園に入りたいという選択の中で足りなかったらまた考えていかないとだめだと思いますが、それで幼稚園も保育園も成り立って行ける地域であればそのままでもいいと思います。何が何でも認定こども園とは思いません。ここにも書かれているように、幼保連携型では治道が幼稚園の教育と保育園の保育という点でうまくいったと思いますので、幼稚園と保育園は中身が少しずつ違うけれど、各々のいいところを生かしながらやっていただきたいと思います。

山田委員：ニーズ調査、国の基本指針、実績から総合的に見て、地域性等あると思いますが、充実させていきたいと思います。

大倉委員：赤ちゃん訪問を保健師と一緒にさせてもらっており、訪問させていただくと「この近辺の保育所はどんなところがありますか。紹介してもらえませんか」とよく言われます。訪問させていただいた8割くらいの方が復職希望をされており、1年後には子どもを預けて復職したいと言われています。その時は細かいことは言わず、いろんなところに1度行かれてみてはと答えています。保育所を住んでいる近くで探す人もいますが、最近では遅く預けられ、早くお迎えができるということで職場の近く等で探す人も増えていきます。地域によって保育所の定員がいっぱいのところもあれば、そうでないところもありますし、幼稚園も同様だと思います。幼稚園に教育を多く求める地域もあれば、働く方が多く保育を求めるところもあると思いますので、細かい地域の状況を見て、認定こども園にするかを考えていかないといけないでしょう。求められているものを考え、数字を出し、求められている場所を考えて始める形にしなければならないのでは、と思います。

米田委員：まず、保育所の起源は福祉支援からで、特徴としては貧しい家庭、親のいない子ども、ひとり親家庭の子どもを預かることからでした。保育所の保育指針というものは状況が変わってくる中で、幼保連携という言葉が出て言われるようにはなってきたが、相いれなかったのは「仕事の保証と保育時間の延長」であります。幼稚園の場合は幼児教育という部分があり、そこを合体することが難しいところでした。乳幼児教育ということで、0歳児から始まりますが、福祉シーンでは養護と教育の一体化という言葉が出ています。赤ちゃんの養護＝教育であり、子どもたちの心と体の発達を保証していくということなので、家庭と一緒に子育てをしていく、保証をしていくということになります。これが

今、保育園が置かれている状況です。保育現場にいた時に、異年齢保育というものをしたことがあります。2歳児3歳児から幼児クラスが有り、10時になったら縦割りクラスで部屋を変えて2歳から5歳までを各年齢の教育をして、帰るまではそのままのクラスで過ごします。養護と教育の一体化を保育園でやっていく中で、保育園を求めている保護者と、性格の違うやり方に対する混同がありました。認定こども園が国から推進することになった時に私たちが飛びついた理由は、幼稚園の現場の方が極端に子どもの数が減り、少子化と言いながら保育園のニーズは増えていたからです。認定こども園の話が出た時に「これはいい」と思ったのは、年齢によって園児が少ない場合、認定こども園であれば集団保育ができるからです。檀原市では7つの幼稚園が地域に合わせて認定こども園になり、体制は園毎に様々になっています。施設の充実、職員の交流面でも充実しているようです。桜井市で、虐待に関しても取り組んでいた時に、保育所のお母さんが仕事をしている、シングルである等で入所条件に保育に欠けるという部分があります。なので、仕事をしていなければ入れませんが、現場にいた時に時々保育園の近くを訪問していましたが、公園等で子どもたちだけで遊んでいるようなご家庭は家で母親が寝ていたり等、支援しないといけない状況であるのに働いていないために保育園に入れません。児童虐待の防止・早期発見で守るという意味からすれば、経済的には保育に欠けてはいないが、子育て支援が必要であるという子どもたちが増えています。そういうお子さんを受け入れられるという意味を考えたとき、子どもの最善の利益を保証するために認定こども園は必要だと思います。柔軟に考えた中で認定こども園を増やしていくことはすごく必要なのでは。認定こども園を増やししながら、幼稚園と保育園の意識や職員など考えていかなければいけないことも多くあると感じています。

吉野委員：保育所と幼稚園の管轄が分かれていたことが、やっとなつて統合して子どもの成長を一緒に見つめようとなったことは大切なことだと思います。幼保連携型でも、幼稚園で14時までを希望している方も利用できるし、保育所のように18時までを希望している人も利用し、選ぶことができます。中身はこれからどんどん考えていけばいいと思いますので、子どもの成長・発達を一本化したところでお母さん達のニーズに合わせてながら進められることは大切だと思います。

乾副会長：治道地区は子どもが少なく、小学校も過疎化しているので認定こども園という新しい取り組みになったと表も合わせて見て思います。昔は近所に家がなくて田んぼの中に家があり、周りの家は農家でほとんど同居だったが、今は同居の形がなくて小さい子どもや若い夫婦がいないということで、子どもたちがいない状況を打破するために認定こども園になったと思います。逆にJR郡山駅近くではマンション・集合住宅が多く、子どもも溢れています。近くで行けないから遠くに行くという状況だと思います。徒歩では通えないということで、平和幼稚園も徒歩ではいけない、近隣の子どもしか行けないので、仕方なく車で送迎して認定こども園に通っています。遠くに通っている子どもが非常に増えているということは、子どもを預けることに非常に苦労していることだと思います。

駅近に認定こども園を持ってきた場合に、どれぐらい子どもたちが幼稚園・保育園から移動するかが懸念されていると思います。駅近で幼稚園に通わせているお母さんたちも働きたいけれど、子どもが小さいから幼稚園に通わせているという思いの方がほとんどだと思います。認定こども園が近くにできると、幼稚園のお母さんたちが移動することも考えられます。駅近の保育園は非常に人気があり、地方の保育園は空きがあるような状況と聞いています。そういう点も踏まえながら考えていかないと、簡単に増減するのではなく、PTA や保護者の思い、先生の考え方、教育の相違等ありますので、慎重にやらないと後で様々な困難な場面が出てくると思います。私自身は子育てに苦労しているお母さん、子育てに悩んでいるお母さんが多いので、認定こども園で長時間子どもを預けることはお母さんの精神面・健康面でもいいと思います。しかしながら、推進していくにはいろいろ考えないといけないと思います。

生田会長：たくさん意見いただきありがとうございます。まとめると保育所・幼稚園・認定こども園と色々な選択肢があってもいいのではという意見、認定こども園に対しては、親のニーズや知育性を踏まえて推進していくべきではというご意見があったと思います。また、地域の中では子どもの集団が小さくなっている件について、子どもの育ちを保証する面においても携帯を控えたりしなければというご意見もあると思います。PTA や職員の問題、保育教育の垣根の問題をいただきました。大和郡山市については幸い治道認定こども園という先進的な例がありますので、そこで日々頑張っている保護者や職員がいますので、知恵と時間が解決していくのではないかと個人的に思っています。今のご意見を踏まえさせていただくと、認定こども園を充実していくというご意見が多いと思います。決定事項になりますので、挙手でご意見を伺いたいと思います。認定こども園について充実させていくというご意見の方は挙手をお願いします。

**【全委員挙手】**

生田会長：みなさんそういうご意見ということで、74番認定こども園の取り組み内容に関しては、今のご意見を踏まえていただいて、充実させていく方向性で素案を作っていただきたいと思います。それでは、後になりましたがそれ以外の項目についてのご意見をいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

P65 ですが、いろんな場所での保育のサービスというものがありますが、「保育サービス」ではなく「保育」と表記してもいいのではないかと。

事務局：保育サービスという言葉ですが、平成6年にエンゼルプランというものがあまして、そこで初めて保育サービスという言葉が出てきました。今の国の指針を見せていただいている上では、教育と保育サービスということではなく、教育と保育と変わってきているようです。そこから考えまして、この文言を、「保育」と統一させていただきます。

生田会長：その他の項目について何かありましたらお願いします。ご意見よろしいでしょうか。

それでは、ご意見が出尽くしたということで、この素案を承認するという形でよろしいでしょうか。全会一致ということで承認とさせていただきます。事業計画素案は認定子ども園等を盛り込んで完成していただくということで事務局に再度調整していただきます。これで全ての議事を終了します。

事務局：本日長時間にわたりまして、認定子ども園等のご意見をいただきましてありがとうございます。会議の内容につきましては前回同様、後日、市のHPに掲載させていただきます。次回の子育て会議は12月にご案内したとおり1月26日(月)を予定しております。会場は3階の第一委員会室とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。それでは、どうもありがとうございます。

以上